

新型コロナウイルス感染対策

令和3年2月 改訂版

公益社団法人 尼崎市シルバー人材センター

新型コロナウイルス感染対策(改訂版)

公益社団法人 尼崎市シルバー人材センター

1 目的

2 基本方針

3 重要事業

4 被害想定

職員から感染者及び濃厚接触者が発生した場合

会員から感染者等が発生した場合

会員・職員の同居人家族から感染者等が発生した場合

就業先等で会員以外に感染者等が発生した場合

来訪者等から感染者等が発生した場合

5 緊急対策

基本情報

①会員・職員への対策

②設備・備品・消耗品等への対策

③情報への対策

④資金等への対策

⑤その他の対策

6 体制

7 対策の定着

8 対策の見直し

その他

・連絡先リスト

・備蓄品リスト

1 目的

本対策は新型コロナウイルスによる感染の予防及びウィズコロナによる新しい生活様式に取り組むとともに、感染等が発生した場合の緊急時において、会員（役員含む。以下同じ）及び職員の安全を確保し人命を守り、シルバー事業の継続を図ることを目的として策定する

2 基本方針

会員及び職員並びにその家族の人命と安全を守る
ウィズコロナ時代の新たな日常に対応するため新しい生活様式に取り組む
シルバー事業を早期に復旧若しくは継続させ事業を維持する
顧客からの信用を守る
請負事業等の供給責任を果たし、会員の就業等を守る

3 重要事業

緊急時において優先的に維持継続若しくは復旧させる事業については以下のとおりとする

就業先への請負業務の維持継続
派遣先への会員派遣の維持継続
指定管理施設の運営の維持継続
事務局機能の維持継続
地区事務所機能の維持継続
対外窓口・折衝等の維持継続

4 被害想定

新型コロナウイルス感染にかかる事例別の被害想定については以下のとおりとする

職員から感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という）が発生した場合
本部及び支部

会員から感染者等が発生した場合
本部及び支部
地区事務所
指定管理施設
就業先
上記以外

会員・職員の同居人家族から感染者等が発生した場合
自宅
同居人家族の勤務先等立ち寄り先
上記以外

就業先等で会員以外に感染者等が発生した場合
請負就業先
派遣先事業所等
和楽園等他団体等が所管する施設
上記以外

来訪者等から感染者等が発生した場合
本部及び支部
地区事務所
上記以外

5 緊急対策（詳細等については対応マニュアル及びQ&A 参照）

基本情報

感染者等の範囲及び感染者等が滞在した施設場所等にかかるウイルスの汚染範囲（エリア）については所轄の保健所が指定することから、いずれの場合においても、保健所等関係機関の調査等に協力するとともに、その指示等には速やかに従い、下記の対策を実施していく。

会員及び職員等の人命と安全を守り事業を維持継続するための緊急対策は以下のとおりとする

なお、対策の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染対策対応マニュアルに従って対策を進めるとともに、必要に応じてQ&A及び添付資料等を参考にして対応することとし、当該マニュアルについては適時即応により常に改訂等をおこない、対応等を記録することによりQ&Aを追加していく。また、本対策等の実施及び適用にあたり、従前からの規程等の整備がなされていない場合については、本対策等を優先して実施することとし、併せて規程等の整備をおこなうこととする。

- ① 会員・職員への対策
- ② 設備・備品・消耗品等への対策
- ③ 情報への対策
- ④ 資金等への対策
- ⑤ その他の対策

① 会員・職員への対策

新しい生活様式への対応について

- 当面はコロナウイルスとの共存（ウィズコロナ）を図る必要があることから、会員及び職員は、政府や都道府県等から示される新しい生活様式の確立に取り組むとともに、周知・啓発を図っていく。
- ソーシャルディスタンスとして、他人との距離が2mを維持できない場合は必ずマスク又はフェイスシールドを着用するとともに、施設や部屋などへの入退出時における手洗いや手指の消毒等衛生管理の徹底をおこなうこと
- 夏季においては熱中症の予防対策にも留意が必要であることから、屋外などでの他人との距離が十分確保できる場合には、マスクを着用しないなどの対応をおこなうこと
- 冬季においては室内等の換気が不十分になりがちであることから、定期的な換気の実施に留意するとともに、室温の低下による体調不良等も招かないように、適切な室温管理にも努めること
- 室内等においては、3密対策に十分気を付けるとともに、自ら換気の実施や座席等の配置を工夫するとともに、空調にも配慮すること
- 県コロナ追跡システムへの事業所登録に伴い、本部・支部・各地区事務所について各窓口にQRコード設置しており、スマホを所有する来所者等に対してQRコードの読み込みを依頼すること
- 厚労省コロナ接触確認アプリについてスマホ所有の全会員及び全職員に対してアプリのダウンロードによる登録利用を要請すること
- 新しい生活様式への具体的対応策
 - 3密（密閉・密集・密接）を避ける
 - 消毒衛生管理対策の徹底（消毒液・検温・換気）
 - 個人感染防止対策の実施（マスク・咳エチケット・手洗い・体調管理・行動履歴の記録）
 - 収容人数制限への対応（ソーシャルディスタンス・2m以上の間隔確保・対面を避ける）
 - 在宅勤務（テレワーク）7割の推進及びIT環境の整備
 - 備品消耗品等の購入及び備蓄（検温計・消毒液・マスク・フェイスシールド・手袋・パーテーション用品・感染者が発生した場合の消毒洗浄剤等）
 - 事業所に対するガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底
 - 感染防止対策宣言ポスターの掲示
 - TV会議・ローテーション勤務による出勤者の削減
- 5つの場面における注意喚起
 - 1 飲酒を伴う懇親会等

- 2 大人数や長時間に及ぶ飲食
- 3 マスクなしでの会話
- 4 狭い空間での共同生活
- 5 休憩室、喫煙所、更衣室等、居場所の切り替わり

予防対策について

- 尼崎市域に緊急事態宣言が発令された場合について、その内容について会員及び職員に周知を図るとともに、要請や指示等については順守していく
- 会員・職員は国県及び市等関係団体から出される感染予防対策等についての情報収集に努めるとともに、それらの予防対策等について速やかに実行すること
- 全シ協及び兵シ協及び関係団体等から出される感染予防対策についての情報収集及びこれらの対策等について会員・職員へ速やかに情報提供し実行すること
- 会員に対して当シルバー人材センターとして出される感染対策及び対応通知等の周知徹底を図るとともに、特に派遣会員については、派遣元である兵シ協から出される感染防止対策や勤務取扱い等についても周知徹底を図り、会員及び職員はこれらの対策等について速やかに実行すること
- 「換気の悪い密室空間」「手の届く距離に多くの人がいる」「近距離での会話や発声」の場所や環境をできる限り避けるようにするとともに、この3条件が合致する場所や空間には立ち入らないようにすること。
- イベント及び事業等の実施に当たっては、不要不急の判断および実施する場合については、衛生管理の徹底と併せて、社会的距離（ソーシャルディスタンス）に配慮のうえ会場内の座席間隔を広く取り定期的に換気を行うなどの対策をとること。
- 集会・会議等を開催の当たっては、新しい生活様式とウィズコロナ時代を踏まえた開催基準の見直しや集会・会議等のあり方を改めて検証するとともに、内容の変更など必要な対応をおこなうこと。
- 来訪者等も含めて、本部・支部・地区事務所等の事務室等の閉鎖空間に入室する際には、入室時にチェックシート等を活用して、検温結果の確認や体調のチェックなどを行うとともに、アルコールによる手指消毒、手洗いの徹底、マスクの着用など、衛生管理を徹底するとともに、コロナ追跡システムによるチェックインをおこなうこと。

本部・支部事務所の対応

本部及び支部事務所については、勤務する職員等の予防対策及び感染防止に配慮した施設運営と安全管理の徹底を行うことにより、事務所内において感染者等が発生しない限り、通常通りの施設運営及び事務所機能の維持を行うこととする。

ただし、来訪者のチェックや衛生管理の徹底及び受付カウンター等での来客応対にかかる安全

対策等を講じるなど、就業する会員及び勤務する職員の安全には十分配慮する。

なお、職員の各事務所への出勤に関して、今般、国・県等から出勤者の削減要請がなされたところであるが、これについては、すみやかに、リモートワーク及びテレワーク等を活用した在宅勤務制度による交代制勤務等を導入し、可能な限り出勤者の削減要請に協力していく。

地区事務所の対応

地区事務所については、事務及び作業処理等の機能に加えて地区内会員の集会場的機能も併せ持つことから、緊急事態宣言等による集会場施設の休業および利用自粛要請等がなされた場合は、その自粛期間中については、感染防止対策として来所者を制限するとともに必要最小限の機能維持にとどめて地区事務所を運営することとし、必要に応じて事務局においてその機能を代替する。

対策会議の開催

感染対策の検討及び感染情報等の共有のため、当分の間、事務局において対策会議を定期的開催する。

感染報告の徹底

会員・職員及びその同居人家族が感染者等になった場合及び濃厚接触者等により行政検査によるPCR検査を受けることとなった場合は、速やかに事務局に対して感染等の状況詳細について報告することとし、感染者等による感染隠しが行われないように配慮する。

感染情報の収集及び発信

前記感染報告の情報収集整理に加えて、会員・職員及びその同居人家族以外の関係者及び関係就業先等における感染及び感染の恐れ等がある場合についても、同様の情報収集整理に努めるとともに、いずれの場合についても、適時、対策会議等への報告及び会員及び職員等に対して情報発信をおこなう。

人権への配慮

会員・職員が感染者等になった場合において、感染者等の人権に配慮するとともに情報管理を徹底し、組織の内外で、誹謗中傷による忌避行為や差別及びハラスメント、ヘイトクライムなどが生じないように留意する。

業務の継続

感染者等が発生した場合における、業務の継続については、会員・職員の安全が確保された場合において、各被害想定及び各事業項目別に定める事業継続計画等に基づき、代替措置等及びリモートワーク、テレワーク等の活用も含めて対応する。

なお、新たな業務開拓の取り組みとして、コロナ対策検温消毒等チェック要員への会員派遣及び請負業務の新規開拓及び従業員・社員等感染による就業停止期間中における代替要員の派遣及び請負就業などにも取り組む。ただし高齢者は重症化リスクが高いため感染区域等への就

業は避けることとする

就業先等の感染対策

会員の就業先及び派遣先事業所等における新型コロナウイルス感染対策等について、情報収集及びその適用範囲等確認のうえ、会員の現場対応等について本対策との調整をおこなう。

職員への対応

職員の感染予防にかかる時差出勤の取扱い及び職員が感染等した場合等の特別休暇等勤務条件の取扱い及び処理については、当分の間、市職員及び兵シ協職員の取り扱い等に準じて対応する。
また、感染の疑いが生じた場合の報告手順等についても同様とする。

防犯及び犯罪行為等への対応

新型コロナウイルスに関連した給付金詐欺や高額な衛生用品の販売、不必要な消毒等による不当利得行為など、会員及びその家族がこれらの犯罪行為等に巻き込まれないよう、適時、事務局だより等を活用して情報提供を行うとともに注意啓発に取り組む。

賠償責任への対応

感染した会員・職員の就業等により就業先等に損害が生じた場合

- 発症していないか感染を自覚していない場合は免責の可能性あり
就業記録・検温記録等の保存、同僚他者等への確認
- 発症後で感染を自覚している場合は賠償を求められる可能性あり
事情聴取・保険会社への連絡・弁護士に相談

事例別の対策については以下のとおりとする

会員・職員に感染者発生の場合

- 感染者の状況確認
- 濃厚接触者の確認
- 立ち寄り先の確認
- 感染エリアの設定及びエリア除染消毒等並びに閉鎖※
- 入院及び自宅待機等の状況確認

会員・職員に濃厚接触者発生の場合

- 濃厚接触者の状況
- 感染者の確認
- 自宅待機
- 陽性反応が出た場合の対応※

就業先等で会員・職員以外に感染者等が発生の場合
会員への感染の可能性及び濃厚接触者指定の有無について確認
健康状態等の確認
就業先の状況による就業停止等

会員・職員以外の感染者等がシルバー関係施設に立ち寄り等した場合
立ち寄り場所の特定
濃厚接触者の確認
除染消毒等の措置

感染者等発生による本部・支部等施設の閉鎖・業務停止の場合の業務引き継ぎ等について
代替施設の確保（本部・支部・地区事務所・その他）
代替人員の確保（本部職員・支部職員・会員・他SC応援職員・その他）
代替設備の確保（本部・支部・地区事務所・その他）
顧客管理

本部・支部等各施設内部での感染拡大がある場合
クラスターの可能性について確認
業務停止
施設閉鎖
施設全体の除染消毒等

② 設備・備品・消耗品名等への対策

検温計（体温計）・消毒液・マスク・手洗い石鹸等備品消耗品類の購入備蓄
換気設備等空調機器点検及び整備
感染エリア等の除染消毒等にかかる用品及び消毒除菌剂等消耗品の購入備蓄
代替施設への案内誘導及び転送等通信手段等の確保及び通信機器の整備
IT機器等の遠隔操作及びリモートワーク・テレワークの実施にかかる整備等※
会員によるマスクの作成及び配布等

③ 情報への対策

感染者等発生時の緊急連絡体制等の構築
感染者等の情報収集体制の構築
感染者等の個人情報の保護及び情報管理の徹底
感染対策及び感染者等についての事務局内での情報共有
感染者等が発生した場合の対外広報・折衝等窓口の設定
感染者等が発生した場合の市及び県並びに兵シ協等への報告及び連絡調整
感染等が発生した就業先等の情報収集及び対応策の検討
ホームページ等を活用した情報発信及び提供

国・県及び市等の動向

国においてしばらくの間は緊急事態宣言発出の予定はなく、その間における具体的対応策は発表されていないため、当面、県及び市等の動向を注視していく。

●各対策本部の動向

県及び市のコロナ対策本部の開催状況を注視するとともに、発出される対策等の情報を収集し当シルバー人材センターでの感染対策等に速やかに反映させる

●県の動向

新たな感染期等に備えた判断基準の区分の変化について常に確認するとともに、新たな対策等の情報収集をおこなう

●市の動向

日々更新される新規感染者発生状況を注視するとともに、地域情報について各地区会員及び地区担当者を中心として情報収集をおこなう

●他シルバー人材センター等の動向

他のシルバー人材センター等における感染対策や対応状況等について適時情報交換をおこなうとともに、兵シ協及び全シ協の動向について注視し必要に応じて指導協力を求める

④ 資金等への対策

感染者等発生による契約解除の影響額等試算
損害賠償金請求額等の試算及び顧問弁護士等への相談
感染症事故にかかる損害賠償保険適用可否の確認及び保険加入先の検討
行政機関等による助成金・補助金等の適用可否等情報収集及び相談
一時借入れ等貸付金及び保証付き融資制度等にかかる情報収集及び金融機関等への相談

⑤ その他の対策

感染者等発生時における顧問弁護士との連絡調整及び事前打ち合わせ
除染消毒等にかかる委託業者の事前手配等
職員に対する特別休暇等勤務条件の整備について
就業等の減少による配分金等の減少対策について（公的給付金等申請・年会費の減免等）
新型コロナウイルスを原因・要因とした請負就業・派遣等の売り上げ額減少等影響額の把握
感染対策等にかかる理事会及び安全・適正就業委員会等への報告
ICTによる新たな生活様式や働き方について
オンラインを前提とした事業活動及び分散型社会の実現について
常態としてのテレワーク等の推進

6 体制

緊急対策に対処するための体制は次のとおりとする

統括責任者→理事長

代理責任者→①常務・②事務局長・③支部長・④代表世話人（所長）

緊急時に統括責任者等が意思決定・指揮命令すべき対応例

（初動期）

会員・職員の安否（健康状態等）確認

顧客への対応

市・県等関係機関への対応

地域への対応

（復旧期）

重要事業の提供又は休止

対外的情報発信

資金の確保

7 対策の定着

統括責任者等は緊急時における本対策を会員および職員に周知するため教育及び訓練を実施する

対策の公開及び配布

会員向け及び職員向け研修の実施

8 対策の見直し

対策の実効性を確保するため以下の基準に基づき見直しをおこなう

新型コロナウイルスの感染状況及び被害状況等に大幅な変化があった場合、事業及び業務に大幅な見直し等があった場合、職員体制等に大幅な変更があった場合等、情勢の変化に応じ本対策を見直す必要があるかについて常に検討をおこない、その必要があれば速やかに見直しをおこなうこととする

以 上

連絡先リスト

【本部・支部・地区事務所】

名称	担当	電話	住所	備考
本部		06-6481-3380	尼崎市東難波町 5-19-5	
支部		06-4950-5394	尼崎市立花町 3-10-1 名神高架下	
中央地区		06-6401-3999	尼崎市東難波町 4-14-14	
小田地区		06-6492-2950	尼崎市西川 2-43-1	
大庄地区		06-6415-6648	尼崎市崇徳院 2-75	
立花地区		06-6423-9898	尼崎市立花町 3-10-1 名神高架下	
武庫地区		06-6432-2999	尼崎市武庫元町 1-9-8 エクセレンス武庫 101	
園田地区		06-6499-6999	尼崎市若王子 2-15-10 サンハレス田中 1階	

【行政】

名称	担当	電話	住所	備考
尼崎市新型コロナウイルス感染症健康相談ダイヤル		06-4869-3015	尼崎市東七松町 1丁目 23 番 1 号	平日:午前 9 時から午後 7 時 土日祝:午前 9 時から午後 5 時
尼崎市経済環境局企画管理課		06-6489-6444	尼崎市東七松町 1丁目 23 番 1 号	
尼崎市しごと支援課		06-6430-7635	尼崎市竹谷町 2 丁目 183 番地 出屋敷リベル 3 階	
兵庫県新型コロナ健康相談コールセンター		078-362-9980	神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号	午前 9 時～午後 8 時 (土曜日・日曜日・祝日を含む)

【医療機関】

名称	担当	電話	住所	備考
尼崎市保健所 感染症対策担当		06-4869-3062	尼崎市七松町 1 丁目 3 番 1-502 号 フェスタ立花南館 5 階	

【委託業者】

名称	担当	電話	住所	備考
総合警備保障		06-6470-2500	尼崎市潮江 1-3-43-2F	
エイジレス コールセンター	佐藤	03-6666-0107	東京都江東区木場 1-5-25 ｸﾞﾗ- S 棟	
エイジレス (ネットワ ーク関係)	佐藤	03-6666-0108	東京都江東区木場 1-5-25 ｸﾞﾗ- S 棟	
後藤法律事務所		6431-7333	尼崎市南武庫之荘 1-20-1-4 階	

【出入り他業者】

名称	担当	電話	住所	備考
尼崎緑化公園協会		06-6494-9046	尼崎市南塚口町 4-1-44	12 月移転
日興商会	吉田	06-6487-1425	尼崎市東難波町 5-10-30	消耗品関係
布亀	森	0798-35-2121	西宮市今津二葉町 2-6	医薬品
トータルリンク	岡井	078-958-6521	神戸市須磨区天神 町 5-3-7-3	通信機器
ティーエーシーエン ジニアリング		06-6414-0311	尼崎市浜田町 1-48	空調設備
日鉄ビジネスサービ ス関西(株)尼崎支社		06-6804-0294	大阪市此花区島屋 5-1-109 号	エレベーター保守
極東開発パーキング		0798-66-1567	西宮市甲子園口 6-1-45	立体駐車場保守
久永電機設備		0797-62-5915	西宮市東山台 4-15-6	電気設備保守

【その他関係先】

名称	担当	電話	住所	備考
兵シ協 (兵庫県シルバ ー人材センター協会)		078-371-8012	神戸市中央区下山 手通 5-7-18 兵庫県下山手分室 3 階	
全シ協 (全国シルバー 人材センター事業協 会)		03-5665-8011	東京都江東区東陽 3-23-22 東陽プラザビル 3 階	

【指定管理関係他】

名称	担当	電話	住所	備考
第2老人福祉工場		06-6421-9160	尼崎市立花町 3-10-13	
第3老人福祉工場		06-6494-8889	尼崎市久々知 2-28-25	
リサイクル作業場		06-6427-4388	尼崎市立花町 3-10-1 名神高架下	12月移転
和楽園		06-6488-1926	尼崎市東大物町 1-1-3	
武庫之荘駐輪場		06-6438-3004	尼崎市南武庫之荘 1-1-12	
立花駐輪場		06-6416-5115	尼崎市七松町 1-3-3	
ふすま作業所		06-6481-6763	尼崎市東難波町 4-14-14	

備蓄品リスト (別途作成)

品名	保管場所	備考
フェイスシールド	本部1階本棚	
マスク	本部1階本棚	
消毒液	本部2階食堂 食器棚	
除菌スプレー	本部2階食堂 食器棚	
ウェットティッシュ	本部2階食堂 食器棚	
フェイスシールド (眼鏡タイプ)	本部2階食堂 食器棚	

※数量は購入数

在庫数については共有ファイル(データY)⇒新型コロナウイルス関係⇒備品関係エクセルデータにて管理している。